

2/23 朝日

生活保護基準額引き下げ違法

大阪地裁判決 物価反映「判断に過誤」

国が2013～15年に実施した生活保護基準額の引き下げは、生存権を保障しきつけた。憲法25条に反するなどとして、大阪府の受給者ら約

40人が、生活保護費を減額した決定の取り消しなどを求めた訴訟の判決が22日、大阪地裁であった。森健一裁判長は、厚生労働相の判

断過程に「過誤、欠落がある」として裁量権の逸脱といえるかどうかだった。

国は13～15年、独自の指標に基づく物価下落率などを用いて、生活保護費のうち食費や光熱費などにあてる「生活扶助」の基準額を最大で10%引き下げた。

かは判断しなかった。
▶3面=算定方法を問題視、31面=原告は生活保護基準額は、保護

- ・生活保護受給者への生活保護費減額決定を取り消す
- ・生活保護基準額の引き下げは、原油・穀物価格が高騰した年からの物価下落を考慮するなどしており、判断過程や手順に過誤、欠落がある」とし、厚労相に

争点は、基準額の引き下げが厚労相の裁量権の逸脱といえるかどうかだった。國は13～15年、独自の指標に基づく物価下落率などを用いて、生活保護費のうち食費や光熱費などにあてる「生活扶助」の基準額を最大で10%引き下げた。

判決は、基準額を定めるにあたり、予算や専門的な援助や最低賃金などの他の制度の指標になっており、引き下げを違法とした今回の見直しで、05年度以降

に、原油価格の高騰など特異な物価上昇があった08年を起点として物価の下落率を反映させた点を、合理性や専門的知見との整合性を欠くと指摘した。さらに受給者の支出が一般世帯より低いことから、レビやパソコンなどの家電の物価下落率がより大きく反映される厚生労働省独自の指標を基にした点についても裏付ける統計や専門家が作成した資料はなく合理性がないとした。「最低限度の生活の具体化にかかる判断過程や手順に過誤、欠

落がある」とし、厚労相に

裁量権の逸脱があつたと認

定、基準額に基づく大阪市

など自治体による受給者の

減額決定を取り消した。

厚労省は、判決内容を精査し、関係省庁や自治体と協議の上、今後の対応を検討した」とコメントした。

同様訴訟は全国29地裁で起これ、判決は昨年6月の名古屋地裁に続き、2件目。名古屋地裁判決は、厚労相の裁量を認め、請求を棄却していた。(米田健人)

保護基準の算定法

問題視

生活保護基準の減額決定をめぐる22日の大阪地裁判決は、憲法が保障する「最低限度の生活」の範囲を決める国の判断を違法と指摘するものだった。制度を利用しない人にも影響が及ぶ生活保護の基準。判決は、引き下げを続ける行政の政策に影響を与えるのか――。 ▶1面参照

物価下落の起点不適切

大阪地裁判決



■生活保護費引き下げ訴訟の争点

原告側	被告側	判決
2008年から11年までの物価下落を改定に反映させた妥当性	恣意的に極端に物価が上昇した08年を選んだ	08年の特異な物価上昇が織り込まれて物価の下落率が大きくなることは明らかで過誤、欠落がある
引き下げに反映した物価下落率の正当性	国が独自に計算した不合理な指數を用いた	消費者物価指数よりも著しく大きい下落率をもとにしている、過誤、欠落がある

扶助削減

昨年6月の名古屋地裁判決では原告の主張を退けていたが、今回は正反対の判断になった。厚生労働省幹部は「名古屋とは違う判断になつたが、まだ最終判断ではない」と語った。

基準引き下げの背景の一
つは、2008年のリーマン・ショック以降に利用者

の物価下落率を反映させた「チフリ調整」には合理性がないとし、厚労相の裁量権の逸脱が大きくなりあるとした。

また、国が物価下落の起
点とした08年を考慮要素に
入れたことだ。国は「本来基準の見直し

厚生省の算定では、経済省の消費者物価指数から、生活扶助では買わない車や家賃などを除いた。この結果、消費者物価指数の下落率は2・35%なのにに対し、厚労省の指数は倍以上の4・78%。半ばは、除かれたかった品目の物価変動が増えていた12年、お笑い芸人の母親の生活保護利用が報じられたことをきっかけに、「生活保護バッシング」が起きた。不正受給がクローズアップされ、利用者への厳しい見方が拡散。当時は

「するまでもない」と述べた。原告側弁護団の小久保哲郎弁護士は「ほかの地裁裁判所に對しても、大きな違ひがある。基準の設定そのものを見直す」ことが国に迫られている」と語った。

(1)の年を算定に入れるべきは、物価下落率が大きくなることは、改定が始まつた13年にも明らかなだった」として、基準額の引き下げの算定基礎としたことが不適切だとした。われつて、厚労省が独自に用いた算定方法だ。

原田側は厚労省内の生活保護の専門部会による審議過程を経て、「いじめ」の違法だと主張した。ただ判決は、「その余の点について判断

が行われるべきだった08年
としたことは合理的だ」と
主張したが、判決は世界的
な原油価格や穀物価格の高
騰を受け、11年なりに消費
者物価指数が1%超上昇し
た特異な年であると指摘。

幅され、中でも生活保護を受ける人の支出が一般世帯より低い（テレビやパソコンなどの物価下落が大きい）と指摘した。しかし、た算定の仕方や過程について客観的数値などとの整合性

723
朝日

扶助削減 自民復権後に加速

視点 信頼できるデータで再検討を

社会保険の土台とも言つべき生活保護基準の引き下げについて、大阪地裁は、違法と断じた。戦後最大となる大幅な減額を一度も検討されず、理屈だった。しかし、支給水準は、社会保険審議会で焦点となつた。裁判は、支給水準が「冬季加算」が減額。さらに、賃貸にあたる「住宅扶助」、暖房費などにあたる生活扶助が減額（1・8%）された。（久永蔭一編集委員・渕川卓史）

「健康で文化的な最低限度の生活」とはなにか。その線引きは難問だ。だからこそ、信頼できるデータに基づく丁寧な検討が不可欠となる。だが焦点となつた引き下げは当初から、手続きの不透明さに疑問の声が噴出していた。

判決は、「物価下落による引き下げに関する国の算定方法」について、専門的見解との整合性を欠く、などと断じた。國による「物価急落」と指摘した原告側の訴えが認められたからで、重い意味がある。

生活保護基準額は、國の公式な「貧困ライン」だ。個人住民税の非課税限度額、最低賃金、家計が苦しい世帯への就学援助など、多くの制度が直接、間接に保護基準に連動、参照する仕組みになつている。その引き下げる影響は、制度を利用していない人を含めて、多方面に及ぶ可能性がある。その保護基準への信頼が土台から揺らいでいる。生活保護制度への信頼を取り戻すために、誰もが納得するデータを用い、利用者や専門家の声に真摯に耳を傾けて、保護基準の再検討に踏み出すしかはない。

